

【別表 1】市営住宅条例施行規則等で定められている申請書

- (1) 市営住宅変更承認申請書（第 1 号様式の 2）
- (2) 市営住宅入居申込書（第 3 号様式）
- (3) 子育てに適する市営住宅の有効期間延長申請書（第 3 号様式の 6）
- (4) 市営住宅入居請書（第 4 号様式）
- (5) 子育てに適する市営住宅入居請書（第 4 号様式の 2）
- (6) 緊急連絡先届出書（第 4 号様式の 3）
- (7) 収入申告書（第 6 号様式）
- (8) 収入再認定申請（認定更正申立）書（第 8 号様式）
- (9) 市営住宅家賃減免申請書（第 10 号様式）
- (10) 市営住宅家賃徴収猶予申請書（第 11 号様式）
- (11) 市営住宅用途併用承認申請書（第 14 号様式）
- (12) 市営住宅増築模様替承認申請書（第 15 号様式）
- (13) 市営住宅入居者等異動届（第 18 号様式）
- (14) 市営住宅同居承認申請書（第 19 号様式）
- (15) 市営住宅入居承継承認申請書（第 21 号様式）
- (16) 市営住宅返還届（第 25 号様式）
- (17) 駐車場使用許可申請書（第 26 号様式）
- (18) 駐車場使用許可事項変更許可申請書（第 28 号様式）
- (19) 駐車場返還届（第 30 号様式）
- (20) その他（「行政財産目的外使用許可申請書」（公有財産規則第 4 号様式））

【別表2】管理する市営住宅等

(1) 管理する市営住宅

	名称	位置(代表番地)
1	天神アパート	横須賀市追浜本町2丁目29番地
2	日向アパート	横須賀市浦郷町1丁目55番地
3	追浜東町アパート	横須賀市追浜東町3丁目58番地
4	田浦月見台住宅	横須賀市田浦町1丁目54番地
5	池の谷戸住宅	横須賀市田浦町6丁目13番地
6	長浦住宅	横須賀市長浦町3丁目80番地
7	金堀アパート	横須賀市三春町5丁目56番地
8	本公郷改良アパート	横須賀市公郷町1丁目52番地
9	本公郷ハイム	横須賀市公郷町2丁目22番地
10	公郷アパート	横須賀市公郷町3丁目90番地
11	衣笠アパート	横須賀市衣笠栄町3丁目11番地
12	池上ハイム	横須賀市池上3丁目6番
13	阿部倉アパート	横須賀市阿部倉17番
14	平作ハイム	横須賀市平作8丁目17番地
15	アンシャンテ森崎	横須賀市森崎1丁目2番
16	森崎アパート	横須賀市森崎3丁目4番
17	岩瀬アパート	横須賀市根岸町5丁目25番
18	大津住宅	横須賀市馬堀町1丁目24番
19	浦賀改良アパート	横須賀市浦上台3丁目3番
20	立野アパート	横須賀市二葉1丁目23番
21	早稲田ハイム	横須賀市二葉2丁目13番
22	鴨居ハイム	横須賀市鴨居2丁目7番
23	八幡ハイム	横須賀市久里浜3丁目1番
24	明浜改良アパート	横須賀市久里浜5丁目3番
25	久里浜改良アパート	横須賀市久里浜6丁目5番
26	久里浜ハイム	横須賀市久里浜6丁目13番
27	サンクレスト野比	横須賀市野比3丁目15番
28	サニーガーデン野比	横須賀市野比3丁目17番
29	スタインシティー	横須賀市津久井1丁目15番
30	TBラ・コート津久井浜	横須賀市津久井2丁目3番
31	長井アパート	横須賀市長井3丁目29番
32	林ハイム	横須賀市林3丁目3番
33	武ハイム	横須賀市武1丁目21番
34	竹川ハイム	横須賀市武4丁目15番
35	長坂アパート	横須賀市長坂4丁目1番

(2) 跡地を管理する住宅

名称	位置(代表番地)
坂本住宅	横須賀市坂本町5丁目13番2
馬堀住宅	横須賀市馬堀町3丁目45番4
浦郷改良アパート	横須賀市浦郷町3丁目48番1

**【留意事項】**

- (1) 指定管理期間内に住宅を廃止し、当該住宅を「跡地を管理する住宅」として管理する場合があります。
- (2) 指定管理期間内に一部の借上げ住宅を廃止する場合があります。

【別表3】市営住宅等費用負担区分表

1. 建築関係

(1) 壁

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
基礎土台	○			
外壁	○			
内壁補修	○			
内壁塗装		○		
柱・梁	○			
結露対策	△	△		空家は市、入居中は個人

(2) 天井

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
天井	○			
屋上・屋根	○			
階段	○			
防水	○			

(3) 床

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
床・土間	○			
バルコニー	○			
仕上材	△	△		床シート張替えは入居者
Pタイル（台所）	○			

(4) 建具

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
窓枠取替	○			
窓枠補修	○			
扉（出入口・浴室・便所）	○			
襖枠取替	○			
襖張替		○		
網戸・ガラス		○		
ドアチェーン		○		
ドアスコープ		○		

(5) 畳

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
畳床替	○			
畳表替		○		

## (6) 鉄部・金物類

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
物干し金具	○			
ぬれ縁・木製物干し	○			
ノンスリップ	○			
落下防止庇	○			
避難器具	○			
屋上フェンス	○			
屋上ハッチタラップ	○			
床下排気口、外部ガラリ	○			
メーターボックス	○			
パイプスペースドア	○			
換気口・内部レジスター	○			

## (7) 造作・備品類

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
敷居・鴨居	○			
庇・霜よけ	○			
調理台（流し）	○			
流し台、コンロ台	○			
戸棚・吊戸棚・棚		○		
郵便受・牛乳受		○		集合郵便受は個別判断
室名札	○			
錠前・鍵		○		
戸車・引手		○		
レール・蝶番		○		

## (8) 雨水排水管樋

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
樋・立て樋	○			
共用部分	○			
専用部分	○			

## (9) 塗装

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
共用部分	○			
専用部分	△	△		空家は市、入居中は個人

## (10) 防水

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
屋上、屋根	○			
ベランダ	○			
廊下、階段	○			
外壁	○			
浴室	○			

## 2. 外構関係

### (1) 屋外部分

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
道路・通路（補修）	○			
道路・通路（清掃）			○	
側溝、ます	○			
階段、スロープ	○			
外塀、フェンス	○			
法面、擁壁	○			
車止め、バリカー	○			
案内板・掲示板	○			
ダストコンテナ、ゴミ置場	○			
専用庭の木製門、柱、柵	○			
子供広場・遊具（補修）	○			
子供広場・遊具（清掃）			○	
プレイロット、共用地	○			
駐車場	○			
自転車置場・物置（補修）	△		△	照明の電球取替は自治会
自転車置場・物置（清掃）			○	

### (2) 樹木等

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
剪定	△		△	高木は市、中低木は自治会
緑地（補修）	△		△	簡易な補修は自治会
緑地（清掃）			○	
芝生	△		△	急傾斜地等危険箇所は市
消毒	○			
草刈	△		△	急傾斜地等危険箇所は市

### 3. 各住居内設備関係

#### (1) 給水設備

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
給水管	○			
蛇口	△	△		※1
パッキン		○		
メーター、止水栓、バルブ	○			
揚水ポンプ及びモーター	○			
量水メーター	○			
防露保温	○			

※1) 出張料・技術料及び1万円以下の材料費は入居者負担。1万円を超える材料費は市の負担。

#### (2) 排水通気設備

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
排水管（専有部分）	○			
流しのトラップ		○		
風呂、洗濯槽のトラップ		○		
手洗、洗面器のSトラップ	○			
排水管の清掃、つまり		○		
洗濯パン	○			
通気管	○			

#### (3) 衛生設備

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
便器、手洗器、洗面器	○			
便座	△	△		※1
ロー・ハイタンク	○			
フラッシュ・シスタンバルブ	○			
給水管、スポット、洗浄管、排便管	○			
止水管・止水栓	○			
各種パッキン	○			
ペーパーホルダー		○		
便槽	○			
フロートバルブ	○			
ボールタップ	○			
フリアン アキレスジョイント	○			便器と排便管の接続部分
洗浄管	○			
汚水ポンプ及びモーター	○			
汚水ます	○			

※1) ビスのみの交換及び入居者が取り付けたものは入居者負担。市が取り付けた便座の交換は出張料・技術料・ビス代を含め市の負担。

## (4) 風呂設備

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
風呂釜、浴槽	△	△		} ※ 1
給湯器	△	△		
給湯管	△	△		
リモコンパネル	△	△		
浴槽のフタ		○		

※ 1) 市が設置したものについては、出張料・技術料及び1万円以下の材料費は入居者負担、1万円を超える材料費は市の負担。ただし、器具全体の交換が必要な場合は出張料・技術料を含め市の負担。

入居者が取り付けたものについては、全額本人負担。

## (5) ガス設備

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
ガス管	○			
元コック	○			
ガスコック		○		
ガス器具ゴム管		○		
共用排気筒	○			

## (6) 電気設備

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
分電盤	○			
電気配線	○			
ヒューズ・ソケット	△	△		老朽化が激しいときは市
コンセント・スイッチ	○			
居室内照明器具		○		
ブレーカー	○			
ローゼット	○			
チャイム	△	△		} 団地や修理箇所に より異なる
換気扇	△	△		
電話設備	△	△		
テレビアンテナ (個人)		○		
テレビアンテナ (市)	○			

#### 4. 共用設備

##### (1) 給水設備

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
給水管	○			
防露保温	△	△		
散水栓 (水飲場、ポリバケツ洗場)	○			
受水槽 (高架を含む) 補修	○			
給水設備	○			
受水槽 (高架を含む) 清掃	○			
専用水道の浮腫点検	○			
金網・フェンス	○			

##### (2) 排水、通気設備

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
排水管 (共用部分)	○			
排水管の清掃、つまり		○		
浄化槽 (補修)	○			
浄化槽 (清掃)			○	
排水設備	○			
汚水処理施設の保守点検	○			
排水溝 (補修)	○			
排水溝 (清掃)		○		
ためマス (補修)	○			
ためマス (清掃)			○	
目皿			○	

##### (3) ガス設備

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
ガス管	○			

##### (4) 電気設備

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
受変電設備	○			
配電設備	○			
避雷針	○			
電話設備	○			
テレビ共聴設備	○			
自家電気工作物の保守点検	○			
階段・廊下・街路灯 (電球・傘)			○	
階段・廊下・街路灯 (その他)	○			

## (5) 消防警報設備

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
消火栓	○			
消火設備	○			
消化器具格納箱	○			
消火器（個人）		○		
消火器（市）	○			
自動火災報知器	○			
非常用電気設備	○			
非常用放送設備	○			
非常警報設備	○			
消防設備の保守点検	○			

## (6) 水道リモート設備

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
配管、配線	○			
検針器、端末器	○			

## (7) エレベーター

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
昇降設備	○			
付属設備	○			
保守点検	○			

## (8) 共用灯

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
廊下灯、階段灯、倉庫灯 ピロティの街灯	△		△	危険箇所は市
自動点滅器	○			
照明器具	○			

## (9) 集会所、集会室、階段室

修繕部分	費用負担区分			備考
	市	入居者	自治会	
補修	△		△	ガラス交換は原則自治会
消火器	○			
防災カーテン	○			
清掃			○	

【別表4】借上げ住宅における費用負担区分表

1. 建築関係

(1) 壁

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
基礎土台	○				
外壁	○				
内壁補修		○			
内壁塗装			○		
化粧合板・ベニヤ張り	△	△			破損による場合は市負担
モルタル・コンクリート	○				
クロス張り			○		
石膏ボード・石綿板張り	○				
タイル張り	△	△			破損による場合は市負担
柱・梁	○				
結露対策		△	△		空家は市、入居中は個人

(2) 天井

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
天井	○				
コンクリート	○				
石膏ボード・石綿板張り	○				
屋上・屋根	○				
階段	○				
防水	○				

(3) 床

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
床・土間	○				
バルコニー	○				

## (4) 建具

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
窓枠取替	○				
窓枠補修		○			
窓手摺・面格子	○				
クレセント ラッチ	△	△			損傷による施錠不良、 破損の場合は市負担
握りハンドル 窓用止め金具	△	△			破損による場合は市負担
ビート・パテ	○				
ドア本体	○				
戸当り			○		
扉（出入口・浴室・便所）	△	△			破損による場合は市負担
襖・障子枠取替	△	△			破損による場合は市負担
襖・障子張替			○		
網戸・ガラス			○		
ドアクローザー	△	△			破損による場合は市負担
ドアチェーン			○		
アームストッパー			○		
ドアスコープ			○		

## (5) 畳

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
畳床板	○				
畳床替	○				
畳表替			○		
畳寄せ	○				

## (6) 鉄部・金物類

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
物干し金具	△	△			破損による場合は市負担
ノンスリップ	△	△			破損による場合は市負担
落下防止庇	○				
屋上フェンス	○				
屋上ハッチ、タラップ	○				
床下喚気口・外部ガラリ	△	△			破損による場合は市負担
メーターボックス	△	△			破損による場合は市負担
パイプスペースドア	△	△			使用にかかわる修繕は市負担
換気口・内部レジスター		○			

## (7) 造作、備品類

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
敷居・鴨居	○				
庇、霜よけ	○				
調理台（流し）	○				
流し台、コンロ台	○				
ユニットキッチン	○				
戸棚・吊戸棚・棚	△	△			破損による場合は市負担
押入中棚板		○			
郵便受・牛乳受			○		
下駄箱			○		
室名札		○			
錠前・鍵			○		交換時は、市は貸主に要連絡
戸車・引手・取手			○		
レール・蝶番			○		
カーテンレール・タオル掛け			○		

## (8) 雨水排水管樋

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
樋・立て樋	○				
共用部分	○				
専用部分	○				

## (9) 塗装

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
共用部分	○				
専用部分		△	△		空家は市、入居中は個人

## (10) 防水

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
屋上、屋根	○				
ベランダ	○				
廊下、階段	○				
外壁	○				
浴室	○				

## 2. 外構関係

### (1) 屋外部分

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
道路・通路（補修）	○				
道路・通路（清掃）				○	
側溝、ます	○				
階段、スロープ	○				
外塀、フェンス	○				
法面、擁壁	○				
車止め、バリカー	△	△			破損による場合は市負担
案内板、掲示板	○				
ダストコンテナ、ゴミ置場	○				
子供広場・遊具（補修）	△	△			破損による場合は市負担
子供広場・遊具（清掃）				○	
プレイロット、共用地	○				
自転車置場（補修）	△	△			破損による場合は市負担
自転車置場（清掃）				○	

### (2) 樹木等

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
草刈り、伐採、消毒ほか	○				

## 3. 各住居内設備関係

### (1) 給水設備

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
給湯器	△	△	△		※1
給水管・給湯管	○				
蛇口		△	△		※2
パッキン			○		

※1) 故障の場合は、出張料・技術料及び1万円以下の材料費は入居者負担、1万円を超える材料費は市の負担。但し、器具全体の交換が必要な場合は、出張料・技術料を含め貸主の負担。

※2) 出張料・技術料及び1万円以下の材料費は入居者負担、1万円を超える材料費は市の負担。

## (2) 排水通気設備

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
排水管	○				
水切棚	△	△			破損による場合は市負担
流しのトラップ	○				
風呂、洗濯機のトラップ	○				
手洗、洗面器のSトラップ	○				
排水管の清掃、つまり			○		
洗濯機パン	○				
換気扇		○			
換気ガラリ		○			
通気管		○			

## (3) 衛生設備

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
便器、手洗器、洗面器	△	△			破損による場合は市負担
便座	△	△	△		※1
ロー・ハイタンク	△	△			破損による場合は市負担
フラッシュ シスタンバルブ		○			
給水管、スパット、 洗浄管、排便管		○			
止水管・止水栓		○			
各種パッキン		○			
ペーパーホルダー			○		
フロートバルブ		○			
ボールタップ		○			
フリアン アキレスジョイント		○			便器と排便管の接続部分

※1) ビスのみの交換及び入居者が取り付けたものは入居者負担。市が取り付けた便座の交換は出張料・技術料・ビス代を含め市の負担。

## (4) 風呂設備

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
風呂釜、浴槽	○				
リモコンパネル	○				
浴槽のフタ			○		

## (5) ガス設備

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
ガスコック			○		
ガス器具、ゴム管			○		

(6) 電気設備

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
分電盤	○				
電気・電話配線	○				
コンセント、スイッチ		○			
居室内照明器具	△	△			破損による場合は市負担
居室内照明器具 (個人設置)			○		
ブレーカー	○				
ローゼット	○				
チャイム		○			
換気扇		○			
電話用コンセント		○			
テレビアンテナ (個人設置)			○		

出張料・技術料及び1万円以下の材料費は入居者負担、1万円を超える材料費は市の負担。但し、取替時はIHコンロに交換し、出張料・技術料を含め市の負担。また、IHコンロに交換する時は、鍋・やかん等を対応製品に交換するよう、入居者に説明すること。

4. 共用設備関係

(1) 給水設備

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
給水管	○				
防露保温	○				
受水槽 (高架を含む) 補修	○				
受水槽 (高架を含む) 清掃	○				
給水設備	○				
給水設備の保守点検	○				
メーター止水栓、バルブ	△	△			故障・破損による場合は市負担
揚水ポンプ及びモーター	△	△			故障・破損による場合は市負担
散水栓 (水飲場、ポリバケツ洗場等)		○			
金網・フェンス	○				

## (2) 排水、通気設備

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
排水管	○				
排水管清掃、つまり		△	△		共用部分のつまりは市負担
排水設備	○				
排水溝（補修）	○				
汚水ます	△	△			破損による場合は市負担
排気設備	○				
排気管・排気筒	○				

## (3) ガス設備

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
元コック	○				
ガス管	○				

## (4) 電気設備

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
受変電設備	○				
配電設備	○				
避雷針	○				
電話設備	○				
テレビ共聴設備・CATV	○				
自家用電気工作物の保守点検	○				
自動点滅器		○			
照明器具	△	△			破損による場合は市負担
照明器具（電球）				○	
照明器具（カバー）		○			

## (5) 消防警報設備

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
消火栓	○				
消火設備	○				
消火器具格納箱	△	△			破損による場合は市負担
消火器（個人）			○		
消火器	△	△			火災による使用・紛失は市負担
自動火災報知器	○				
非常用電気設備	○				
非常用放送設備	○				
非常警報設備	○				
消防設備の保守点検	○				
避難器具	○				
隔板（避難口）	△	△			火災による使用・紛失は市負担

## (6) 水道リモート設備

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
配管、配線	○				
検針器、端末器	○				

## (7) エレベーター

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
昇降設備	○				
付属設備	○				
保守点検	○				
清掃				○	

## 5. その他

維持及び修繕箇所	費用負担区分				備考
	貸主	市	入居者	自治会	
受水槽、消防設備、昇降機等の法定点検	○				
天災地変による建物等の破損修繕	○				
その他住宅の良好な管理に必要な修繕	○				

【別表5】貸与する市営住宅管理用物品

(1) 抽選器	2組
(2) ノートパソコン (NEC PC-VK23TXZGT)	5台
(3) マウス	5個
(4) 生体認証装置 (NEC HS100-10)	5個
(5) プリンタ (NEC PR-L8500N)	1台
(6) ネットワーク機器 (NEC B02014-00622)	1台

ただし、これらの物品については年度の途中で変更することがある。